府中市環境審議会の傍聴について

傍聴される方は、会議の進行を妨げないよう、次の点をお守りく ださい。

- 1 傍聴できる人数は原則として5人以内とし、先着順とします。
- 2 傍聴人は会場の受付において、住所、氏名、電話番号を記入して、ロビーでお待ちください。事務局がご案内しますので、指定された席にお座りください。
- 3 危険物を所持している方、酒気を帯びている方、その他会長が 職務執行上支障があると認める方は、傍聴をお断りします。
- 4 会議中は静粛を旨とし、次の事項をお守りください。
- (1)発言をしない
- (2) みだりに席を離れたり、外部に出たりしない
- (3)会議中、写真、ビデオ等の撮影または録音をしない
- 5 傍聴人が上記の記載に違反し、そのため審議会の進行が妨害されると認められる場合は、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場していただきます。